

大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」市場

2006年5月12日

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

株式会社ソフトフロント

代表取締役社長 阪口 克彦

(証券コード番号:2321)

問い合わせ先:執行役員経営企画室室長

兼管理本部本部長

佐藤 健太郎

電話番号:011-623-1001

## 内部統制システム構築の基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、企業行動の適正化に関する事項を統括する組織として「コンプライアンス管理委員会」を 設置し、当社全役職員が、法令遵守はもとより社会構成員として求められる倫理観・価値観に基づ き誠実に行動するための体制を構築します。

コンプライアンスに関る事態が発見されたときに、その内容が適切に報告されるよう内部通報制度 を構築し、その浸透を図ります。

当社全役職員に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスが自らの問題であることの意識を高め、適正な業務遂行が行えるようにします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を法令及び社内規程に基づき、適正に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、代表取締役社長を委員長とし各部門を担当する役員で構成する「リスク管理委員会」を設置し、事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し各部門の対策実施方針を決定します。

当社は、代表取締役社長に直轄する経営企画室において定期的に業務監査を行い、業務執行行為に 法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険がないか検証し、かかる結果がリスク管理委員会に 報告される体制を構築します。



4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、経営理念を機軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される年度経営計画により各業務執行を行います。

取締役会は原則月1回開催し、付議基準を遵守し、当社経営の重要事項について審議するとともに、 取締役の業務執行状況の監督を行います。

当社は、執行役員以上により構成される経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

日常の職務遂行に際しては、組織・業務分掌・権限規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、業務を遂行します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社 法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを監査役から求められた場合には、取締役と監査役が意見 交換を行い、合理的な範囲で設置することとします。

6.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3項)

当社役職員は、監査役から求められたときには速やかに業務執行状況を報告することとします。 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告することとします。

常勤監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、主要な稟議書、議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等に説明を求めることができるものとします。

8. その他監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うこととします。

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、意見交換を行い連携を図っていく こととします。

以上